

高知県森林整備公社経営検討委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県行政改革検討委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、高知県森林整備公社経営検討委員会（以下「森林整備公社委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

- 第2条 森林整備公社委員会は委員8名以内で組織し、知事が委嘱する。
- 2 森林整備公社委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。
 - 3 森林整備公社委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 4 森林整備公社委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
 - 5 森林整備公社委員会に特別委員を置くことができる。
 - 6 森林整備公社委員会の委員は、必要に応じ特別委員ほか参考人から意見を聴くことができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、森林整備公社委員会の運営に関しては、高知県行政改革検討委員会設置要綱第4条の規定を準用する。

(庶務)

第3条 森林整備公社委員会の庶務は、総務部行政管理課及び林業振興・環境部森づくり推進課が処理する。

(雑則)

第4条 第1回の森林整備公社委員会は、第2条第4項の規定にかかわらず知事が招集する。

附 則

この要領は、平成21年11月11日から施行し、平成22年3月31日をもって廃止する。